

ハイライト:

- ・今後、医療保険制度の改正が予定されています
- ・住宅取得資金等の贈与特例が期限延長されました

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
医療保険制度の改正	1
住宅取得資金等の贈与特例の延長等	2

ご挨拶

まだまだ暑い日が時折ありますが、すっかり日が暮れるのが早くなり、秋の訪れをそろそろ感じさせる季節となって参りました。第27号では、医療保険制度の改正及び平成19年12月31日まで適用期限が延長された住宅取得資金等の贈与特例(相続時精算課税制度)について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香(さいたま事務所)



医療保険制度の改正

今後の少子高齢化時代を見据え、高齢者層の医療制度が改正される予定であり、その他医療保険制度における負担と給付の各種見直しも予定されております。その中で皆さんにとって影響がある改正事項を取り上げて解説いたします。

○一般医療保険の改正

・一部負担金

平成18年10月から及び平成20年度の2回に分けて高齢者の医療保険の改正が行われる予定となっています。平成18年10月に予定されている変更事項は、70歳以上の現役並み所得のある高齢患者の負担を2割から3割へ引き上げ、かつ現役並み所得の判定基準を以下のように変更します。

①高齢者複数世帯の収入額基準を621万円以上から520万円以上へと下げる(=負担アップ層増加)

③高齢者単身世帯の収入額基準を484万円以上から388万円以上へと下げる(=負担アップ層増加)

これにより、70歳以上の一部の方々の自己負担割合が2割→3割ないしは1割→3割へ増えることとなります。

・出産育児一時金と埋葬料(平成18年10月～)

出産育児一時金は、現在の1子につき30万円から、35万円に引き上げられます(↗)。埋葬料は現在の標準報酬月額相当額から定額給付(5万円)に変更されます(↘)。

・傷病手当金と出産手当金(平成19年4月～)

現在、任意継続被保険者に給付されている傷病手当金と出産手当金は支給対象から除外されます(↘)。また、資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合には、出産手当金が支給されていますが、この制度は廃止されます(↘)。



上記より、資格喪失者に対する給付の適正化の財源が、基本的に少子化対策に向けられていることがわかり頂けると存じます。

・高額療養費(平成18年10月～)

70歳以上と未満の区分に基づき、自己負担限度額が改定される予定です(負担増)。

	改正後	現行
70歳以上の高所得者	80,100円 + 1 %	72,300円 + 1 %
70歳以上の一般	44,400円	40,200円
70歳未満の高所得者	150,000円 + 1 %	139,800円 + 1 %
70歳未満の一般	80,100円 + 1 %	72,300円 + 1 %

・保険料(平成18年4月～)

保険料の算定対象である標準報酬等級の上限と下限がそれぞれ拡大されます。

現在の報酬月額表で上限と下限に位置している方々にとっては影響が強く出る変更事項です。

現在の第1級 98,000円 → 改正後の第1級 58,000円、第2級 68,000円、第3級 78,000円、

第4級 88,000円、第5級 98,000円

現在の第39級 980,000円まで → 改正後の第43級 980,000円、第44級 1,030,000円

、、、第47級 1,210,000円まで

ホームページもご覧下さい
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

住宅取得資金等の贈与特例の延長(一部廃止を含む)

平成19年12月31日までに、両親から自己の居住の用に供する住宅用家屋の取得等のための金銭の贈与を受けた場合、贈与者(両親)が65歳未満であっても相続時精算課税の選択をすることができます。加えて、非課税枠が、通常の2,500万円に1,000万円上乗せした3,500万円まで拡大されます。ただし、受贈者が贈与を受けた年の1月1日に20歳以上であること、贈与者の推定相続人であること等一定の要件を満たしている必要があります。いったん相続時精算課税制度を選択してしまうと、暦年課税制度(110万円/年までは非課税)へ変更することはできません。

一方で平成17年12月末日を持って、1,500万円までの金額については一定の方法により贈与税額を算出する制度(550万円までは贈与税がかからず、それ以上の金額についても通常よりは優遇されていた制度)は廃止されていますので注意が必要です。

相続時精算課税制度では、基本的には被相続人である両親からの贈与が対象となりますので、従来の住宅取得資金等の特例制度では対象となっていた祖父母は該当しないこととなります。従って祖父母から、お金を受領した場合には、通常の贈与税が課されます。

贈与税の申告は、贈与を受けた者が、自分の住所地の所轄税務署長宛に、贈与された年の翌年2月1日から3月15日までに申告・納税する必要があります。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

